

第1627回（12月6日）

選択的減反のメカニズム・デザインと 経済的帰結

伊藤順一

米価決定と生産調整について、大きな制度改変が行われようとしている。本年8月、農政審議会は、「新しい国際環境に対応した農政の展開方向」と題した報告を政府に対して行っている。そのなかで、米の管理システムについては、需給均衡を反映した米価の決定、生産者の自主的な判断に基づいた生産調整への転換、米流通の規制緩和などが提言されている。これを受けた政府は、食管法を廃止し、新たに食糧需給価格安定法を施行することを決定した。

本報告の課題は、新しい米価決定メカニズムを考慮しながら、選択的減反の問題点を明らかにすることにある。分析の方法は、現実を単純化した理論モデルを展開することである。そしてこのモデルを用いて、政策転換に伴う農家の選択と、米価水準および経済余剰の変化を解明することが、本報告の具体的な目的である。

分析の結論は以下のとおりである。

(1) 選択的な減反では、農家が自主的に減反に参加するようなメカニズムをデザインする必要がある。ここでは、農家の具体的な経済的誘因として、参加条件と誘因両立性条件を取り上げた。そして、この二つの条件に、米の需給均衡条件を加えると、経済的誘因を満たす実質米価（米価と減反助成金単価の比率）の範囲が確定する。

(2) 実質米価が上で定めた範囲を動くとすれば、減反政策の転換に伴う社会的費用の変化額が計算できる。社会的費用とは、減反助成金と米の国際価格を基準とする死荷重の和である。その結果、次のことが明らかとなっ

た。まず、農家の参加条件と誘因両立性条件を満たす範囲で実質米価が動くとき、減反政策の社会的費用は減少しない。つまりネットの経済余剰は増加せず、消費者利益が損なわれる。しかし、選択制への移行に伴い、非効率な生産を行っている農家の利得が減少することを容認すれば、社会的な費用は減少し、経済余剰はネットで増加する。要するに、すべての農家の経済的誘因を満たしながら、経済余剰を増大させるような選択的減反は存在しない。

(3) 選択的な減反が定着した後に、減反率ゼロの効率的な農家が借地によって規模を拡大したケースを想定する。そのとき、均衡米価が低下するので、借地農家の地代負担力が低下し、想定された農地貸借契約は破棄される。農地貸借契約を成立させる方法としては、米価支持と小作料補助が考えられる。しかし、その場合、選択的減反が定着した時点を基準とする経済余剰の変化額は非正である。

上記結論(3)のポリシー・インプリケーションとして、以下のことが指摘できる。ウルグアイ・ラウンドの合意において、生産削減政策に基づく直接支払いは「青の政策」に分類され、価格支持は「黄色の政策」に分類される。すなわち、減反助成金は合意のなかで容認され、米価支持は容認されていない。しかし、米価をある水準に支持すると、経済余剰を一定にとどめながら、農地を流動化させることができる。つまり、「新政策」がめざす稻作の規模拡大が実現する。ここに、ガットの精神と「新政策」の目的が矛盾するという、根本的な問題が存在することになる。